

平成24年3月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 プ ロ ネ ク サ ス
代表者名 代表取締役社長 上 野 剛 史
(コード番号 7893 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員 社長室長 大和田雅博
電話番号 03 - 5777 - 3145

英国IR協会「IRベストプラクティス・ガイドライン 2012」日本語版発刊のお知らせ

株式会社プロネクサスは、日本の上場企業と株主・投資家のコミュニケーションの質的向上に貢献する取り組みを進めています。その一環として、英国IR協会の「IRベストプラクティス・ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」)日本語版の作成に参画し、このたび2012年版が発刊されましたので、お知らせいたします。

記

1. 本ガイドライン日本語版作成の背景と当社の参画目的

株主・投資家向けのアニュアルレポートやウェブサイトは、誰でも入手・アクセスできるIRツールです。しかし、これと決まった書式やテンプレートがあるわけではありません。そうした中、英国IR協会はこれらのIRツールなどの「望ましい姿」の指針を定めた本ガイドラインを毎年作成・更新しており、英国を中心とした欧州の多くの国々において活用されてきた実績があります。

プロネクサスは、本ガイドライン日本語版の制作ワーキング・グループである「Project Future Proof」(以下、「PFP」)の活動主旨に賛同し、一昨年より参画してまいりました。

プロネクサスは本ガイドラインをよりわかりやすい形でお客様に提供することにより、お客様のIR活動の一助となること、本ガイドラインをベースとしたより良いIRのご提案をしていくことを参画の目的としています。

2. 本ガイドライン日本語版の特長

(1)「ウェブサイト」「アニュアルレポート」「IRプレゼンテーション」の指針を提供

本ガイドラインでは、IR活動の重要な要素である「ウェブサイト」「アニュアルレポート」「IRプレゼンテーション」の3分野の指針を提供しています。これらの指針は、オンライン版アニュアルレポートに関する具体的なガイダンスなど、最新の技術・トレンドに対応しています。

(2)日本国内の上場企業の実例に基づいた具体例を明示

IR担当者の皆様に明確なイメージを持っていただくため、日本国内の上場企業の好事例等をガイドラインと併せて紹介しています。過年度版に加えてより多くの情報を提供すべく、2012年版では新たな上場企業の好事例を掲載いたしました。

(3)PFPメンバーによる解説を掲載

2012年度版より、ガイドラインの翻訳に加えて、「ウェブサイト」「アニュアルレポート」「IRプレゼンテーション」の各ガイドラインに対するPFPメンバーの解説を掲載しました。

3. 本ガイドライン 2011年版からの主な変更点

(1)「より使いやすい」ホームページ構築

投資家向けホームページにおける最新情報の確認のしやすさ、コンテンツへのわかりやすい導線、障害をお持ちの方の利用を考慮したアクセシビリティなど、「より使いやすい」ホームページを構築するためのガイドラインが追加されています。

(2) ソーシャルメディアの活用

I R活動の新ツールとして、Twitter・Facebook などソーシャルメディアの先進的な活動をピックアップし、アニュアルレポート発行やニュースリリースの周知促進など、具体的な活用法が盛り込まれました。

(3) 英国 Financial Reporting Review Panel のガイドライン掲載

英国の Financial Reporting Review Panel が示した、アニュアルレポートの課題を解消するためのガイドラインが掲載されました。

4. 本ガイドラインのご提供

プロネクサスは、営業担当を通じ、ご要望のあるお客様を対象に本ガイドラインを無償で提供するほか、ワーキング・グループ「PFP」メンバー等によるセミナーの開催を予定しております。

■ワーキング・グループ「PFP」のメンバー

埼玉学園大学教授 米山徹幸氏

株式会社ファイブ・シーズ 越智義和氏

SafariUR,Inc デビッド・ラッセル氏

株式会社プロネクサス 小澤則夫

■英国 I R 協会について

英国ロンドンを拠点とする欧州最大の I R 団体。会員は英国・ヨーロッパを中心に約 600。I R に関する提言、I R 担当者向け教育活動、キャリア支援などを行う。アニュアルレポートや企業ウェブサイトを対象に本ガイドラインをベースとした「I R ベストプラクティス賞」を年 1 回開催し、優秀な I R 活動を実践する企業を表彰している。

■本ガイドラインに関する問い合わせ先

株式会社プロネクサス I R 事業部 臼井 Tel.03-5777-3601

以上

(ご参考) 本ガイドラインの表紙および本文

